

令和6年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年12月26日（木）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

欠席農業委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農地利用集積等促進計画の意見について
- 5 議案第5号 白河市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則について

◎開 会

事務局長 総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第12回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が13件、農用地利用集積等促進計画関係が2件、白河市農業委員会の規則関係が1件、合わせて28件の議案をご審議いただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年12月26日提出。会長矢野正則。

なお、農地法第3条その2、その他については農地法第5条その2と関連がありますので、農地法第3条その2の前に農地法第5条その2の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ただいま事務局より提案がございましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、３ページをご覧ください。

農地法第３条についてご説明いたします。

【その１朗読】

その１については以上です。

事 務 局 続いて説明します。

それでは、７ページをご覧ください。

農地法第５条その１について説明申し上げます。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

事 務 局 続きまして、３ページに戻っていただきまして、その２につきまして説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました太陽光パネルの下で営農するために、賃借権を設定するものでございます。

その３につきましては、営農型の太陽光発電の設備の畑として使用する農地の上空に太陽光設備を設置するため、地上権設定の許可を求めるものです。

その２につきまして説明いたします。

【その２その３朗読】

今回のその２とその３につきまして、営農型太陽光発電施設を設置するものと、その下のパネル下部、パネルの下の農地の耕作者が異なるため、区分地上権を設置するための申請となっております。

【その４からその６朗読】

その７、その８につきましては関連がある案件になっております。

【その７その８朗読】

以上、その１からその８までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 ご報告します。今回の申請について、去る12月21日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほう、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2、その3は関連がありますので一括審議とします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月21日に委員と設定人、被設定人担当者2名現地立会いの下、調査を行いました。申請内容について確認し、間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

農業委員会等に関する第31条、議事参与の制限により該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 25日に委員と譲受人と現地調査をしました。譲渡人には電話で設定内容について確認をしました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月21日に委員と譲受人、行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いがないということです。譲渡人は急用があり現地調査に立会いできませんでしたので電話にて確認いたしました。申請内容に間違いがないということです。今回の申請による周辺への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 このたび、委員に連絡をいたしまして、譲渡人が欠席のため、譲受人と、代理人立会いの下、12月21日、現地にて調査をし、許可申請内容に間違いなく、周りへの影響もないと思いますが、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その7、その8は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月21日、委員とその7、その8譲渡人2名、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についての聞き取りをし、申請内容に間違いがないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7、その8について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議

します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年12月26日提出。会長矢野正則。

会長 農地法第5条その1について審議します。

その1については、先ほど事務局より説明がありました。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今月21日に委員と設定人、被設定人担当者2名現地立会いの下、調査を行いました。申請内容について確認しましたが問題はないということです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をいたします。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る12月21日に委員と現地調査を行いました。当日は譲渡人、譲受人、それから行政書士にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いはないということです。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る12月20日に委員と現地調査を行いました。また、被
設定人担当者に当日現場でお会いし、申請内容を確認いたしました。設定人2名とは12月21
日、現地でお会いし、申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容については間違いな
いということでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思わ
れます。

皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 18日、委員と譲渡人と現地調査をしました。譲受人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年12月26日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

事 務 局 それでは、32ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の促進事業、所有権の移転についてご説明いたします。

【内容朗読】

この案件につきましては、11月27日に地区担当委員立会いの下、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております第1号から第13号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ご異議がないようですので、第1号から第13号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議します。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。令和6年12月26日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局に説明をさせます。

事務局

34ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業において、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地を、借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は畑が175平米、田が2万1,194平米で、権利の種類は使用貸借権1件、賃借権1件、合わせて2件となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 白河市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第5号 白河市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則について。

委員選任の資格除外要件から、「市の職員であること」を削除し、白河市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正するため、審議するものとする。令和6年12月26日提出。
会長矢野正則。

会長 事務局に説明をさせます。

事務局 36ページをご覧ください。

改正の理由についてご説明いたします。

委員選任の資格除外要件から、「市の職員である者」を削除するため、白河市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正するものです。

これは、市の職員が農業委員会委員を兼務することで、市長から独立した行政委員会としての公平性、中立性が阻害されるものではないと判断できること、また、農業委員会委員になろうとする人が減少しているため、農業を兼業する市の職員が積極的に農地に関する事務を行うことで、本市の農業の振興が図られるためでございます。

市の職員とは、退職後も会計年度任用職員等として業務を行っている方を含みます。

説明は以上になります。

会長 ただいま議題となっております白河市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 なければ、事務局から。

事務局 今日で今年の総会が最後になるわけですが、委員の皆様今年一年大変お世話になりました。職員一同、感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

次回の総会ですが、1月31日金曜日午後2時より正庁で開催いたします。よろしくお願い

いたします。どうか皆様、よいお年をお迎えください。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして令和6年第12回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

本年1年ありがとうございました。また来年もよろしくお願いいたします。よいお年を。

(午後2時50分)
